法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十五項の技術的基準に適合する防火設備又は法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備
令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十五項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備又は令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備
法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十五項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備、令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備又は法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備
（略）	

十三～十六　（略）

2～4　（略）

（道路の位置の指定の申請）

第九条　法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

（表　略）

（敷地と道路との関係の特例の基準）

第十条の三　法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　農道その他これに類する公共の用に供する道であること。

二　令第百四十四条の四第一項各号に掲げる基準に適合する道であること。

2　令第百四十四条の四第二項及び第三項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。

3　法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。

4　法第四十三条第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。

二　その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員四メートル以上のものに限る。）に二メートル以上接する建築物であること。

三　その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備又は法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備
令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備又は令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備
法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備、令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備又は法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備
（略）	

十三～十六　（略）

2～4　（略）

（道路の位置の指定の申請）

第九条　法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

（表　略）

（敷地と道路との関係の特例の基準）

（新設）

（新設）

（新設）

第十条の三　法第四十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。

二　その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員四メートル以上のものに限る。）に二メートル以上接すること。

三　その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接すること。